

松中だより

京都市立松原中学校

2月号

《教育目標》 自律・友愛・創造

「自らを律し、なかまを大切に、創造性豊かな人」

自らを鍛え、責任ある行動をとり、互いの立場を認め合い、ともに支え合い、高まりあう「なかまづくり」ができ、自らの「夢の実現」に向けて、何事にもチャレンジする創造性豊かな生徒の育成を目指す。

本校のHP…<http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=201407>

大雪が校門前に

1月16日(月)に、校門の除雪作業を行いました。出勤した教職員で、除雪していましたが、登校してきた生徒も何人か協力してくれていました。



日	曜	行 事 等
1	水	2年確プロ・3年面接練習③
2	木	5組「小さな巨匠展」見学 職員会議
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	3年私学受験前日指導
10	金	京阪神統一私学入試日①
11	土	建国記念日 京阪神統一私学入試日②
12	日	
13	月	花背山の家宿泊学習(～14日)
14	火	伝統文化教育研究発表会 3年4限下校
15	水	定期テスト一週間前(～21日)
16	木	公立前期選抜日(～17日)1年5限百人一首大会
17	金	2年6限百人一首大会
18	土	1.2年土曜学習会
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	1.2年第5回定期テスト① 公立前期選抜合格発表
23	木	1.2年第5回定期テスト②
24	金	1.2年第5回定期テスト③ 15:30～再登校
25	土	
26	日	
27	月	評議専門委員会(後期最終)
28	火	

3月の予定 7日…公立中期選 8日…3年校外学習

9日…3年生を送る会 15日…卒業証書授与式

16日…公立中期選抜合格発表・1.2年球技大会

21日…修了式 23日…公立後期選抜 31日…離任式

平成29年1月30日発行

文責 宮田 功



自転車向け保険の加入義務化の方向性

阪急の大宮駅で下車し、本校に向って歩いていると頻繁に自転車が通っていきます。子どもを乗せたお母さんや配達をしている人、外国の方なども。

そのあたりの歩道を歩いていると、自転車に乗った30代の男性が、退けろと言わんばかりに後ろから激しくベルを鳴らしました。少し腹立たしかったので、自転車のルールについて調べてみました。

「自転車のベルは、自動車のクラクションと全く同じ扱いで、他に危険回避手段が無い時、自分の存在を知らせ警告する目的で使う以外の使用を禁じられている。歩道は歩行者の為のものであり、自転車は許可された歩道以外走ってはいけない。走る場合でも無条件で歩行者が優先で、保護しなければならない。つまり、危険回避は自転車側だけの義務で、手段は唯一停車して降りること。走りながらベルを鳴らして歩行者を追い払う行為は、危険回避とは言えない。」ということでした。

第一に、その場所は、自転車走行許可の表示がない狭い歩道で、自転車走行禁止です。つまり、そこを自転車で走ること自体が、道路交通法禁止事項に抵触する行為です。(70歳以上と12歳以下を除く)。

改正道路交通法により、悪質な自転車運転に対する取り締まりが厳しくなりました。これを契機に、自転車安全教育の充実が、大きな課題となってきています。最近では、生徒の自転車による事故で高額の損害賠償を保護者に命じる判決も出されており、加害者にならない自転車安全教育も求められています。子どもが自転車で歩行者などをけがさせた事故

《裏に続きます》

で、裁判所が約9,500万円の損害賠償を保護者に命じるなど、最近では賠償額が高額化しています。13歳以下の小学生や幼児でも、自転車で危険運転をしていたとみなされれば、それだけ賠償金額が高くなる可能性もあります。

このような状況を受けて、自転車運転者に対する損害賠償保険加入の規定を盛り込んだ条例を制定する自治体が出始めています。平成27年10月に兵庫県が、条例で保険加入を全国で初めて義務付けました。そして、平成29年2月には京都市議会でも審議され、京都市もこのような条例が制定される方向にあるようです。

いくつかの自治体の条例に共通しているのは、学校や保護者などによる子どもへの交通安全教育の指導の徹底を求めていることです。平成27年中の交通事故のうち、約2割が自転車によるものです。事故の多くが、自転車の交通ルールをよく理解していないことが原因の一つとなっています。

最初に書いた30代の男性は、自転車走行が許可されていない歩道を平気で走り、ベルをむやみに鳴らすような行為が違反であるということを、多分認識していなかったと思います。このように、大人たちも意外と自転車の交通ルールを知らないことは大きな問題です。

生徒を被害者や加害者にしないためにも、間もなく義務化される自転車の損害保険に加入しているかの確認と、以下にも一部書いておきますが、大人や子どもを問わず、自分の知っている交通ルールの知識は正しいか、警察などの資料をもとに確認してみてはいかがでしょうか。

☆自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者（悪質自転車運転者）は、公安委員会の命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に講習を受けなければいけません。

☆自転車による危険な違法行為

- ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立入り ⑦交差点安全進行義務違反等
- ⑧交差点優先車妨害等 ⑨環状交差点安全進行義務違反等 ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反



エコキヤップ回収

中京支部の生徒会が連携して、エコキヤップ回収を行っています。本校でも本年度2回目を12月12～14日の3日間に実施し、みなさんの協力のもと、多く回収することができました。



ふれあい体験

12月15、16日（木・金）に3年生が家庭科の授業で、児童とのふれあい体験を実施しました。壬生寺保育園のご協力で、とても充実したものとなりました。



警察の方がお話し

12月22日（木）に中京署より本校に来ていただき、年末年始の過ごし方や自転車盗難の防ぎ方などについて、全校生徒の前で説明していただきました。



三期の開始にあたって

全校集会を1月6日（金）に実施しました。次のようなことを生徒たちに話しました。

- ・前向きな発言や口ぐせの大切さ
- ・「ピンチがチャンス」という口ぐせの重要性
- ・悪口は、他人だけでなく自分も傷つけること
- ・感謝の気持ちや感動したことは、常に言葉として出していこう。



避難訓練

1月6日（金）の4限に実施しました。今回は、地震発生を想定し教室からグラウンドに避難しました。みんなが協力し、迅速な行動がとれました。



自転車安全教室

1月24日（火）に、中京署の交通課の方に来てもらい、1・2年生の生徒を対象に実施しました。府内の中3生が加害者となった自転車による死亡事故の話などを交え、自転車運転のルールなどを説明いただきました。

